

整理番号	3-11-12-1
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所賃借料 令和3年 1月分		
年月日	令和2年 12月 28日	金額	100,440円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	100,440円	100%	100,440円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 1228001 受付日時 2020年12月28日 10時05分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



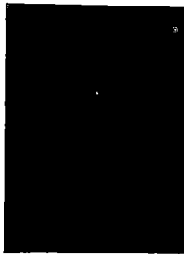
金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名



振込・振替先口座

金額 **100,000円**

引落合計金額 **100,440円 (税込手数料440円)**

指定日 **12月28日**

振込依頼人名: IR 凡ト

取消確認

戻る

振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 1228002 受付日時 2020年12月28日 10時08分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



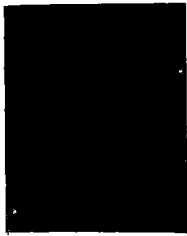
金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名



振込・振替先口座

金額 **15,000円**

引落合計金額 **15,220円 (税込手数料220円)**

指定日 **12月28日**

振込依頼人名 **IR 川上**

取消確認

戻る

整理番号	3-11-12-3
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務費 ・人件費		
内容	事務所電気代 令和2年 12月分		
年月日	令和2年 12月 28日	金額	9,047円

目的	—
用途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (021201)

口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社

令和2年12月分ご使用期間 11月 2日~11月30日 (日程 01)

金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)
			1	8	0	9	4		1644円

ご依頼人氏名 江間 治人 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
	kVA	kWh	
従量電灯C	6	161	4817
	kW	kWh	
低圧電力	10	192	13277

お支払期日は 1月 4日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は 1月 25日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社 掛川

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

日 附 印
20221228
326316

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	18,094円	1/2	9,047円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

3-11-12-4

12月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数(時間)	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
2	水			
3	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
4	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
9	水			
10	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
11	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
16	水			
17	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
18	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
19	土			
20	日			
21	月			
22	火	5 時間 30 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
23	水			
24	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
25	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	書類作成・来客対応・スケジュール管理
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木			
計		60 時間 30 分	42 時間 00 分	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 12 月 31 日

会派・議員名 自民改革会議 江間 治人



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) { 42 時間 } × 単価 { 900 円 } = 37,800 円
 交通費 1,685 円 × 42 / 60.5 {(B)/(A)} = 1,170 円
 ②総支給額 { 56,135 円 } × (B) / (A) = 38,970 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

様

令和2年 12月分給与 (1月10日支払い)

給与明細

	月日	曜日	出勤時刻	退勤時刻	休憩	勤務時間
1	12月2日	水	10:00	15:30		5時間30分
2	12月5日	土	10:00	15:30		5時間30分
3	12月7日	月	10:00	15:15		5時間15分
4	12月9日	水	10:00	15:30		5時間30分
5	12月12日	土	10:00	15:30		5時間30分
6	12月14日	月	10:00	15:15		5時間15分
7	12月16日	水	10:00	15:30		5時間30分
8	12月19日	土	10:00	15:30		5時間30分
9	12月21日	月	10:00	15:30		5時間30分
10	12月23日	水	10:00	15:00		5時間00分
11	12月26日	土	10:00	15:00		5時間00分
					合計	59時間00分

給与	総勤務時間	時給	小計
	59時間00分	900円	53,100円
交通費	超勤時間	分	
	勤務日数	距離	
	11日	6.7km	884円

※12円/kmで計算

支給合計 53,984円

後援会資料配達交通費	距離	計
	96.0km	1,152円

総支給合計 55,136円

磐田市中泉3丁目5番地17
静岡県議会議員 江間治人

受領者 署名捺印

[Redacted Signature Area]

会派様式第5号

雇用実績表

12月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数(時間)	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水	5時間30分	4時間30分	書類整理、スケジュール、HP更新
3	木			
4	金			
5	土	5時間30分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
6	日			
7	月	5時間15分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール
8	火			
9	水	5時間30分	4時間30分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
10	木			
11	金			
12	土	5時間30分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール
13	日			
14	月	5時間15分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール
15	火			
16	水	5時間30分	4時間30分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
17	木			
18	金			
19	土	5時間30分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
20	日			
21	月	5時間30分	4時間30分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
22	火			
23	水	5時間00分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
24	木			
25	金			
26	土	5時間00分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木			
計		59時間00分	46時間00分	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2 年 12 月 31 日
会派・議員名 自民改革会議 江間 治人



{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) { 46 時間 } × 単価 { 900 円 } = 41,400 円
 交通費 884 円 × 46 / 59 [(B)/(A)] = 689 円

②総支給額 { 53,984 円 } × (B) / (A) = 42,089 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

請求書



2020年12月27日

No. 29304

江間治人

様

有限会社 泉 産 堂

〒437-1203 静岡県磐田市福田1092
TEL. 0538-55-2344 FAX. 0538-55-3147

下記の通りご請求申し上げます

税込合計金額

¥603,570 -

品名	数量	単価	金額	備考
県政報告vol.12	46500	8.9	¥413,850	B4 4/4C コート62Kg
新聞折込	43500	3.1	¥134,850	磐田市全域 1/10入

消費税 ¥54,870

振込先：浜松磐田信用金庫 福田支店 普通No.301549 静岡銀行 福田支店 普通No.0176193

領 収 証

江間治人

様

令和2年12月29日

金額	¥	6	0	3	5	7	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---

現金	✓
小切手	
振込	

但し、県政報告vol.12及び新聞折込代
上記の金額正に領収いたしました。



有限会社 泉 産 堂

〒437-1203 静岡県磐田市福田1092
TEL (0538) 55-2344 FAX (0538) 55-3147



整理番号	3-11-12-7
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 令和 2年 12月分		
年月日	令和 2年 12月 28日	金額	1,550 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年12月分 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

領収証
江間 治人 様

2020年12月分
(55) 16,000集金
お問合せN
(8% 3,100円)
(10% 0円)

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*静岡 (朝刊)	1	3,100	

合計金額
3,100円

上記金額正に領収いたしました。
※消費税等込み

本年もご愛読いただきありがとうございました。店主、従業員一同心より御礼申し上げます。来年もよろしくお願ひします。

読売・日本経済・静岡新聞
(有)博報堂新聞店
☎0120-320156
☎32-0155 ☎37-0236



お客様の個人情報は、配達・集金業務などに利用させていただいております。

按分の理由 後援会活動を含むため 按分する (1/2)	領収書金額(a) 3,100 円	按分率(b) 50%	政務活動費支出額(a×b) 1,550 円
-----------------------------------	---------------------	---------------	--------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-11-12-8
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 12 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 江間治人)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	284	18円 × 284km / km	5,112

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 江間 治人

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,112円	100%	5,112円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-11-12-9
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 令和2年 11月分		
年月日	令和2年12月 28日	金額	10,863円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 13 2-12-28 BF *43,450 トウキョフセンチリ- 14 2-12-28 BF 2-12-28 BF 2-12-28 BF 2-12-28 AF 1 </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用を含むため按分する	43,450円	1/4	10,863円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

郵便はがき

料金後納
郵便

〒 438-0038
静岡県 磐田市
鎌田
2277-10

江間 治人 様



口座振替通知書



〒 430-0935
静岡県 浜松市中区
伝馬町
312-32 浜松シティビル 3F

部署 浜松支店営業チーム
電話 053-458-8521
担当 [Redacted]

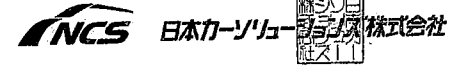
N-AO0322-0001

226

- 大切なお知らせが内側にあります。
- うら面のはがし口からゆっくりはがしてご覧ください。
- 水に濡れた場合はよく乾かしてから開いてください。

口座振替通知書

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。



請求書No. 50L48914 発行日 2020年12月9日 振替日は、2020年12月28日です。

契約番号 開始日 回/総 区分 ご請求明細 金額 内消費税 率 備考

契約番号	開始日	回/総	区分	ご請求明細	金額	内消費税	率	備考
[Redacted]		170830 40/ 60	1	2/11 分	[Redacted]	43,450	3,950	10%
区分	1:リース	2:割賦	消費税	10%計	1件	43,450	3,950	39,500
	3:CMS	4:その他	総合計	1件	43,450	3,950		39,500

3-11-12-9

領収書

江間 治人 様

[証紙切手引受] 第一種定形外(規格内) @250	182.5g 1通	¥250
---------------------------------	--------------	------

小計	¥250
----	------

郵便物引受合計通数	1通
課税計(10%)	¥250
(内消費税等)	¥22)
非課税計	¥0

合計	¥250
お預り金額	¥250



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年12月8日 13:05
 担当 [REDACTED]
 発行No. Z01208A7784 端N71箱03
 連絡先：磐田郵便局
 TEL:0570-943-722

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員総会		
年月日	令和2年 12月 16日	金額	3,130円

目的	会派による情報提供と意見集約
使途	交通費高速代 (掛川～静岡 静岡～袋井)
政務活動・ 県政との 関連性	会派の意見を集約し政務調査活動を県政に反映する

〈領収書貼付枠〉

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

料金所(自) 掛川
料金所(至) 静岡

20年12月16日
9時29分

通行料金 ¥1,410-
(ETCクレジット)
車種 1

取扱番号
A13012-165653-437723

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

料金所(自) 静岡
料金所(至) 袋井

20年12月16日
16時21分

通行料金 ¥1,720-
(ETCクレジット)
車種 1

取扱番号
A13012-165679-268623

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,130円	/	3,130円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-11-12-12
------	------------



決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ 教育委員会		
年月日	令和2年 12月 23日	金額	2,660 円

目的	要望等の確認と調査
使途	交通費高速代 (掛川～静岡 静岡～菊川)
政務活動・ 県政との 関連性	教育委員会の内容確認と市町および県民への情報発信。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金額(自) 掛川 料金額(至) 静岡 20年12月23日 7時40分 <hr/> 通行料金 ¥1,410- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A20012-236983-412424 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金額(自) 静岡 料金額(至) 菊川 20年12月23日 16時34分 <hr/> 通行料金 ¥1,250- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A20012-237007-588728 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
------------	--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,660 円	100%	2,660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

新聞購読料 領収証

江間はるひと政務事務所 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2020年12月分

領収日 12月25日

領収金額 ￥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
 (8%対象 1,934)

販売店 山口 邦彦
 住所 周智郡森町飯田289
 TEL 0538-85-7518 FAX 0538-85-7519

お申込No. [REDACTED]



整理番号 3-11-12-14

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間 治人)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和2年度 静岡磐周モラロジー事務所 年会費		
年月日	令和3年 1月 6日	金額	12,110円

会の趣旨・目的	地域社会における道徳振興活動
会の活動内容等	毎月1回の研修会
政務活動・県政との関連性	道徳教育の方向性や具体的事例を参考として、教育行政に提言する。

《領収書貼付枠》

キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取引日	03-01-06	取扱金庫・店番	15031371-1567
カード発行金融機関・店番		口座番号	
万円(後)	千円(前)	千円(後)	千円(前)
1	0	0	2
お取引金額			
¥12,000*			
お取引内容		お取引後残高	
振込		*****	
手数料	¥110	ページ	硬貨
時刻	15:29		おつり
*印紙税申告納付につき浜松西 税務署承認済			

規約
※ 添付書類: 団体の会費・事業概要・その他 (

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,110円	/	12,110円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡磐周モラロジー事務所規約

(名称)

第1条 この組織は、静岡磐周モラロジー事務所（以下「事務所」という）と称する。

(所在地)

第2条 事務所は、静岡県磐田市上神増 2088-7 (大道巻男方) に置く。

(目的)

第3条 事務所は、公益財団法人モラロジー研究所（以下「研究所」という。）と目的および活動方針を同じくし、次の各号の目的をもって設立を意図し、研究所からその設立を承認されたものである。

- (1) 地域社会における道徳振興活動を通じて国づくりに寄与すること
- (2) 研究所の目的実現を支える活動を展開すること
- (3) 研究所の活動方針に基づく教育活動を展開し、地域社会におけるモラロジーに基づく生涯学習活動推進の拠点となること
- (4) 事務所を構成する会員相互のモラロジーの研究と最高道徳に基づく実践活動の便宜を図ること

(活動)

第4条 事務所は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) モラロジーを学び、最高道徳の実践を志す人々の相互啓発
 - 1) 会員と有志を対象とする事務所における教育集会の定例的開催
 - 2) 会員とその家族および有志を対象とする会員宅における教育集会の定例的開催
 - 3) 廣池千九郎の基本精神を確認する研究会の定例的開催
 - 4) 会員による人心開発救済活動の奨励と推進
 - 5) 世話人制度にもとづくお世話活動による“力ある事務所”づくりの推進
 - 6) 研究所が開催するモラロジー生涯学習講座受講の推進
 - 7) その他の必要な活動
- (2) モラロジーによる生涯学習活動の展開と推進
 - 1) 研究所主催のモラロジー生涯学習セミナーの年次的開催
 - 2) 必要に応じた各種の講演会やセミナーの開催
 - 3) 会員による学習サークル活動の推進
 - 4) その他の必要な活動
- (3) モラロジーの特質を生かせる分野での社会貢献活動の継続的な実施
 - 1) 会員の奉仕サークル活動の推進
 - 2) その他の必要な活動
- (4) 会員の福祉と安寧の増進を図る活動
- (5) 行政機関および関係機関や団体との交流と提携
 - 1) 行政機関に社会教育関係団体または生涯学習推進団体として登録

- 2) その他の必要な活動
- (6) 事務所組織運営に必要な活動
 - 1) 最高意思決定機関としての会員総会の年次的開催
 - 2) 議決機関としての運営委員会の定例的開催
- (7) 都道府県モラロジー協議会（以下「県協議会」という）の合意事項の実施
- (8) 研究所から委託された業務の遂行
- (9) その他、前条の目的達成に必要な諸活動

（組織）

第5条 事務所には、以下の会を置く。

- (1) 諮問機関として、三役会、顧問会
- (2) 議決機関として、運営委員会
- (3) 実行機関として、第一委員会、第二委員会、第三委員会
- (4) 活動機関として、各部会
- (5) その他の会

（会員）

第6条 事務所の会員は、研究所の個人維持員と団体維持員およびその他のモラロジーの学習と実践をめざす有志によって構成する。

（役員）

第7条 事務所には、次の役員および責任者を置く。

- (1) 役員
 - 1) 代表世話人 1名
 - 2) 副代表世話人 若干名
 - 3) 顧問・相談役 若干名
- (2) 責任者
 - 1) 各部会リーダー 各1名
 - 2) 各委員会委員長 各1名
 - 3) 会計責任者 1名
 - 4) 地区担当世話人 1名
- (3) 監査役
 - 1) 監 事 2名

（代表世話人の任務）

第8条 代表世話人の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総括的任務
 - 1) 事務所内のモラロジー教育活動の掌握と促進
 - 2) 会員の福祉と安寧の増進を図るための支援と助力
 - 3) 地域社会における対外的な代表
 - 4) 会員総会の招集
 - 5) 運営委員会の招集

6) 人事のとりまとめと任命

(2) 連絡と調整的任務

- 1) 運営委員会の決定事項の周知と実施の推進
- 2) 県協議会の合意事項および連絡事項の周知
- 3) 研究所の連絡事項の周知
- 4) 研究所からの委託業務の遂行
- 5) 行政機関および関係機関や他団体との連絡と調整

(3) その他の任務

- 1) 県協議会を構成するメンバーとしての任務
- 2) 研究所が開催するモラロジー生涯学習講座の受講推進
- 3) その他の必要な事項の推進

(役員、責任者、監査役の任務)

第9条 各役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときは、その任務を代行する。
- (2) 顧問・相談役は、参与並びに元代表世話人があたり、すべての事務所活動の方針、運営上の事項について代表世話人、運営委員長に助言する。
- (3) 運営委員長は、運営委員会の運営に当たる。
- (4) 各部会リーダーは、部会の運営に当たる。
- (5) 各委員会委員長は、委員会の運営に当たる。
- (6) 会計責任者は、会計係を統括し、金銭の収支と資産の管理を行う。
- (7) 世話人は、担当地区のお世話活動に当たる。
- (8) 監事は、事務所の会計および業務を監査する。

(代表世話人の選任方法と任期)

第10条 代表世話人の選任方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会において推薦委員会を設け、委員長を定める。
- (2) 推薦委員会は、研究所が規定する代表世話人推薦基準に準拠して代表世話人候補者を選考し、ブロック部長に報告する。
- (3) ブロック部長の了承後、運営委員会の構成員4分の3以上の合意によって代表世話人候補者を決定し、ブロック部長あてに関係書類を提出する。
- (4) 研究所の地方組織設置審議会での審査を経て、研究所理事長に推薦する。
- (5) 研究所理事長の委嘱を得て、その任に当たる。
- (6) 任期は3年間とし、任期終了ごとに改選する。ただし、原則として3期9年までとする。
なお、この任期中に新たに委嘱された者はその残余期間とする。
- (7) 代表世話人には、議席を有する現職の政治家を就けることはできない。

(役員を選任方法と任期)

第11条 事務所の役員を選任方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 副代表世話人は、代表世話人がこれを指名し、運営委員会の承認を得て、その任に当た

る。任期は、代表世話人の在任期間とする。

- (2) 顧問、相談役の任期は、これを特に定めない。
- (3) 監事は、運営委員会において推薦し、総会で承認する。任期は、3年とする。
- (4) 任期途中における役員交代に伴う新任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(事務所運営)

第12条 事務所は、第4条の活動を推進するために、議決機関として運営委員会を置き、その運営にあたる。

2 運営委員会は、代表世話人、副代表世話人、各部会リーダーおよびその他運営委員会が指名する者で構成し、協議、議決する内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 会員総会に上程する議案
- (2) 第4条に規定する活動の内容および実施方法
- (3) 人事に関する事項
- (4) その他、事務所運営に必要な事項

3 運営委員会の招集は、代表世話人が行い、会の運営は運営委員長が行う。

(世話人会議・世話人研修会)

第13条 代表世話人の念いを確認するとともに、お世話活動の喜びを確認し、お世話活動への意欲を相互に高め合う場として、世話人会議・世話人研修会を定例的に開催する。

(会員総会)

第14条 代表世話人は、毎年1回事務所会員の総会を開催し、次の事項について総会の承認を得るものとする。ただし、代表世話人が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

- (1) 年度事業計画および年度予算に関する事
- (2) 過年度事業報告および過年度決算報告に関する事
- (3) 事務所規約の制定と改定に関する事
- (4) 各種規程等の制定と改定に関する事
- (5) 監事人事に関する事
- (6) その他、重要事項

(経費)

第15条 事務所の経費は、事務所会員の会費および有志の協力費、その他の収入によって、これを賄う。

(会計年度)

第16条 事務所の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(定めのない事項)

第17条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で協議、決定する。

(規約の改定)

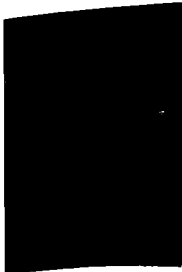
第18条 この規約の改定は、運営委員会の合意に基づいて提案され、総会の承認を得て行われるものとする。

付 則

1. 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂施行する。
2. 「事務所会員旅費補助既定」および「事務所会員慶弔既定」は別に定める。
3. 事務所履歴
平成 11 年 4 月 天竜モラロジー事務所と袋井モラロジー事務所を統合し静岡磐周モラロジー事務所として活動する。

《事務所所在地》

平成 11 年 4 月から平成 14 年 3 月 周知郡森町天宮
平成 14 年 4 月から平成 17 年 3 月 (旧) 磐田郡豊岡村松の木島
平成 17 年 4 月から平成 20 年 3 月 磐田市上野部
平成 20 年 4 月から平成 26 年 3 月 磐田市下神増

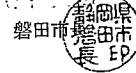


水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収証書

00820-3-961451 | 磐田市水道事業企業出納員

令和 2年10-11月分

下記の金額を裏面ご案内の窓口へ
納めてください。



江間 治人 様
設置場所
中泉3丁目5番地17

水 栓 番 号	管 径
●	13 mm
上水道使用量	下水道排出量
2 m ³	2 m ³
水道料金	うち消費税額
1,870 円	170 円
下水道使用料	うち消費税額
1,780 円	161 円
合計金額	納 期 限
3,650 円	令和 2年12月28日

磐田市水道事業出納取扱い金融機関
コンビニ取納代行(株)NTTデータ



領収日付印の
ないものまたは
金額を訂正
したものは無
効です。

(お客様 保 管)